

## 令和2年度第8回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月10日(火) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	小林	功			
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次			
委員	3番	池本	英夫	4番	竹下	るみ子
	5番	葉狩	健一	6番	春摘	要
	7番	長石	憲太郎	8番	國岡	美保子
	9番	寺坂	富雄	10番	植木	克茂
	11番	前川	義憲	12番	細山	周一
	13番	國岡	智志			

4. 欠席委員(1人) 2番 草刈章博

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄
17番	西沖	和己	18番	平尾	晴次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業振興域整備計画変更の意見決定について

議案第4号 農地利用集積計画(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

( 開 会 午後2時01分 )

事務局長

ただ今から、令和2年度第8回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し13名の出席ですので、総会は成立しております。それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。  
本日、令和2年度第8回智頭町農業委員会総会を開催するにあたり、皆さんご多忙の中を出席いただき大変ありがとうございます。  
開会前に山本事務局長の話にもありましたが、鳥取県に50例目の新型コロナウイルス感染者が確認されたということでございます。私たちの組織運営につきましては、この新型コロナウイルスの関係で事業に大変支障を来しているのが現状ではなかろうかと思っておるところでございます。県の農業会議におきましても、やはりオンラインやリモート、あるいはウェブ会議、代表者集会となっており、今月19日には、当初県下4カ所に分かれて特別研修会を開催しようということで計画されておりましたけれども、更に参加人数を従来の三分の一に制限して倉吉未来中心にて開催することに変更になりました。これにつきましては、後ほど事務局より説明があります。  
その中において、10月16日、農水省の食料・農業・農村基本計画によります審議会の食糧部会で、21年産の主食用米の適正生産の需給の見通しが示されました。本来なら11月下旬頃なのですが、前倒しで発表されました。21年産米の適正生産量が679万トンということで設定されたわけがありますけれども、20年産の9月15日現在では、作況100であれば当初の計画が729万トン、101の作況指数で735万トンと見込まれておりました。再度、10月15日に作況指数をみると99になったと。そうしますと、当初の目標値から見ると、約32万トンが適正数量よりオーバーするのだと。つまり、21年度の作付けが、面積的に見ますと約7万ヘクタールの転作をしなければならぬという状況が発生するのではなかろうかということがあります。そこで21年度の適正生産量を691万トンに変更されたということです。緩和された部分においては、転作と需給の消費拡大が必要ではなかろうかと思っておるところです。これにつきましては、国を挙げて大幅な転作を実現するための支援策を、早期に国が提示し取り組まなければならないものと考えているところでもあります。  
もう一点。皆さんご存じのように、兵庫県養父市は国家戦略特区ということでやられているわけですが、一般企業が農地取得できるんだということで特例的に取り組みをなされました。2016年から5カ年を限定しての取り組みですが、特区の諮問機関は迅速に継続することを決定し、全国的に展開すべきということでした。しかし、国会議員その他において、極めて遺憾ということで、企業取得の全国展開は容認できないと。養父市での実績は

	<p>6企業が参入し、うち1企業は休眠状態で、その面積が延べ1.46ヘクタールだという状況もあり、ちょうど5年目の見直しだということで、これに関してもちょっと頭打ちの挫折ではなかろうかと。特に、人・農地プランであるとか、農地を守り生かすということになりますれば、食料・農業・農村基本計画の中では、431万ヘクタールが目標値となっておりますが、その辺りの数値との整合が図れるのかということがこれからの課題でもあります。</p> <p>先だって皆さん方に農地利用状況調査をやっていただきましたが、智頭町におきましても次々と農地の荒廃状況が発生あるということもございます。智頭町におきましても農地を守り生かす、そして担い手の方に農地を受けていただく、そして中間管理機構を通しても受けていただけないのが現状でございます。これについても、農業委員各位がそれぞれの休耕田、休耕地についての次の対策を、我々も考えて行く。中には多面的利用とか、新たに5億円程度の要求がなかされ、ソバであるとかはハチミツ採取のためのレンゲとかヒマワリとかを作っていたいただいて、農地をある程度守り生かしていこうということが、先だつての新聞にも載っていましたが、皆さん方もこういった点を十分留意された中で、智頭町の農地を守り生かす方向性を、一つ一つ取り組んでいただけたらと、こういうことで、簡単ではありますが、以上で開会の挨拶とさせていただきます。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、9番 寺坂富雄委員、11番 前川義憲委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。</p> <p>認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局書記	<p>議案書の1ページをご覧ください。認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用、いわゆる携帯電話基地局等の設置に関する転用案件です。</p> <p style="text-align: center;">（議案書に基づいて、通知書の内容を朗読）</p> <p>以上の3件を受理いたしました。</p> <p>なお、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。</p> <p>以上です。</p>

議長(会長)	<p>報告は終わりました。</p> <p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請ついて」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、次の農地の申請があったので審議を求めるものであります。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の2ページになります。</p> <p>番号1番です。土地の所在地ですが、一筆目が大屋字長尾谷口58番、地目田、面積280㎡と他5筆ありまして、計6筆、田が2,222㎡、畑190㎡、合計2,412㎡です。権利種別は3条の無償移転、贈与です。譲渡人が大屋23番地の●●●●さん、譲受人が智頭653番地10の●●●●さんです。事由としては矢部元寛さんの経営規模縮小、矢部恵美子さんの経営規模拡大によるものです。</p> <p>農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておられますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。</p> <p>場所ですが、別冊の申請位置図の1ページをご覧ください。共に黄色く示した部分が申請農地の6筆となります。2、3、4、5ページに公図を付けておりまして、6、7、8ページに現況写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、7番 長石憲太郎委員に現地の事前調査をお願いしておりましたので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
7 番	<p>農地法第3条による許可申請について報告します。</p> <p>10月30日に●●●●さんに会って話を聞き、又、その日に●●●●さんに電話で話を聞いたところ、申請どおりで間違いないことを確認しました。</p> <p>所有権の移転に至った経緯ですが、●●さんと●●さんは元々本家と分家でいここ関係にあり、今回申請にあった土地の名義は●●さんですが、管理は前々から長年にわたって●●さんがされていたそうです。</p> <p>申請の現場を見ましたが、写真のとおり管理されており、問題ないと思われました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

	(質問、意見なし)
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号2について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>番号2番です。土地の所在が三田字天王木960番、地目が田、面積2.31㎡です。権利種別は3条の無償移転、贈与です。譲渡人が鳥取市吉成南町の●●●●さん、譲受人が三田517番地1の●●●●さんです。事由としては●●●●さんの経営規模縮小、●●●●さんの経営規模拡大によるものです。</p> <p>農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておりますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。</p> <p>場所ですが、別冊の申請位置図の9ページをご覧ください。10ページに公図を付けておりまして、11ページに現況写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、2番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりましたので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
2番	<p>農地法第3条の規定による許可申請について、調査の結果を報告します。</p> <p>11月8日に申請者に確認しました、現地確認もしました。申請どおりで問題ないことを確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
	(質問、意見なし)
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号2は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の3ページです。</p> <p>土地の所在地が智頭字岩崎15番1、地目は田で面積は243㎡で、所有権移転を伴う農地の転用となります。</p> <p>譲渡人は鳥取市吉成南町2丁目の●●●●さん、譲受人は口宇波353番地の●●●●さんです。</p> <p>転用目的は、駐車場及び資材置き場として、理由としましては、●●さんが経営する会社の建設資材及び建設車輛を置くためとなっております。</p> <p>農地区分は第2種農地となり、許可根拠を満たしております。</p> <p>それでは申請位置図をごらんください。12ページに位置図を付けておりました、13ページには公図を付けております。14ページに転用事業計画書、15ページに被害防除計画書を付けております。16ページには土地利用計画図を付けておりました、整地後このような配置で利用される計画です。17ページが現況の写真となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、10番 植木克茂委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
10番	<p>報告します。</p> <p>11月3日に現地確認致しましたところ、現況写真にあるビニールトンネルは全て撤去されており、更地の状態になっておりました。土地を耕作していた西尾さんの了解を得て申請をなされたようです。</p> <p>次に、●●さん、●●さん、申請なさった方々に電話で確認しました。申請どおりということで「よろしく」ということで、申請内容は間違いないと確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>

議長(会長)	<p>よろしいですか。  それではそれぞれ採決いたします。  議案第2号番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手あり)</p>
議長(会長)	<p>賛成多数ですので、議案第2号番号1は原案のとおり承認することに決定しました。  次に、日程第2 議案第3号「農業振興地域整備計画変更の意見決定について」を議題とします。  智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので、意見決定を求めるものです。  それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>智頭町長から農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興整備計画の変更について10月20日付で意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。  議案書の4ページになります。  番号1です。申請者及び建築物等設置者は、西宇塚446番地2の●●●●●さん。場所は西宇塚字瓜屋407番、畑で98㎡。事由としては墓地です。  場所ですけれども、申請位置図の18ページに位置図を付けております。奥西集落内の入り口の山沿いにある農地です。19ページに公図を、20ページに利用計画図を付けております。21、22ページが現況の写真です。  以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、11番 前川義憲委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
11番	<p>報告します。  奥西には同じ字で名前の読み仮名の違う方が二人おられまして、「●●●●●」さんと「●●●●●」さんです。今回の申請者は「●●●●●」さんの方です。  11月1日に現地確認と、申請に至った経緯を聞き取りに行きました。現在の墓地は18ページの位置図に表示してあるところから100メートル裏山の中で、鹿柵の外側にある山の中の斜面にあり、大雨で石塔も落ちてしまっていて持ち上げている状態です。申請地は畑ですが、申請地以外に土地がないということで、隣地の農地にも支障を及ぼすことがないので、計画変更の問題ないと確認しました。</p>

議長(会長)	<p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手あり)</p>
議長(会長) 事務局書記	<p>賛成多数ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号2について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>2番です。申請者が兵庫県小野市育ヶ丘町の●●●●さん、建築物等設置者が芦津318番地2の●●●●さんです。場所は芦津字畷1330番、田で351㎡。転用事由としては一般住宅となっております。</p> <p>場所ですが、申請位置図の23ページに位置図を付けております。黄色く示した申請地の上にある「●●●●」さんと表示のある建物が、●●さんの現在の居宅です。その下側に新しく住宅を建てたいということです。24ページに公図を、25ページに利用計画図を付けております。26ページが現況の写真です。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長) 14番	<p>ただいまの説明に関連して、14番 小宮山晃次会長職務代理に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> <p>11月1日に●●●●さんに会い、現地確認致しました。●●さんは4年ほど前に東京の方から移住されて来られまして、●●さんの家に住んでおられます。●●さんの家もかなり老朽化しているようでして、いよいよ自分のために家を建てたいということのようです。計画されている家も平屋ということで、周辺の農地にも影響ないものと思われまして、問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの</p>



議長(会長)	<p>説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、番号2は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>10月20日付けで智頭町長から意見の決定を求められました。</p> <p>利用権設定面積ですが、すべて田んぼで3,651㎡です。利用権を設定する者が1名、受ける者が1名です。期間は3年から5年未満となります。</p> <p>それでは6ページでそれぞれ詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
議長(会長)	<p>(質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第8回総会を閉会いたします。</p>

( 閉 会 午後2時34分 )

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和2年11月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 寺 坂 富 雄

智頭町農業委員会委員 前 川 義 憲